

岩手県告示第241号

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札審議会)</p> <p>第11条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ<u>総務室長</u>（<u>総務室長</u>に事故があるときは、<u>総務室入札課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、<u>水産担当技監</u>、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、<u>出納局長が指名する者並びに関係課長等</u>が出席して行う会議（以下「一般競争入札審議会」という。）で審議させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(一般競争入札審議会)</p> <p>第11条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ<u>出納局副局長</u>（<u>出納局副局長</u>に事故があるときは、<u>出納局総務課入札課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、<u>漁港担当技監</u>、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議（以下「一般競争入札審議会」という。）で審議させるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。